

岩手県告示第703号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成29年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年9月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ラインルーフ工業
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市山目字館67番地52
 - ウ 代表者の氏名 小野寺輝夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第6512号
 - (3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年9月7日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年9月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 安代鉄工所有限公司
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市山口42番地2
 - ウ 代表者の氏名 齋藤政四郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第7367号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月21日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年9月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 共栄板金工業
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町大野第29地割6番地32
 - ウ 代表者の氏名 松橋貞男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第8226号
 - (3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年9月1日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年8月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社新生通信
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町日形字井戸沢142番地3
 - ウ 代表者の氏名 増子俊雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第10154号
 - (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月30日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成29年9月7日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社ハヤサカ
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字沼宮内第24地割1番地1
- ウ 代表者の氏名 早坂とし子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20406号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年9月6日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成29年8月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社光建
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市附馬牛町下附馬牛4地割43番地
- ウ 代表者の氏名 佐藤和子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第40173号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月28日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年9月7日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 吉家建装
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市衣川区池田西37番地1
- ウ 代表者の氏名 吉家正行
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第60183号
- (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年9月5日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年9月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 大興建設
- イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字笹崎48番地5
- ウ 代表者の氏名 及川達也
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第90093号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年9月5日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社ブロード

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町大沢第3地割55番地1

ウ 代表者の氏名 小林洋輔

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第120127号

(3) 処分の内容 建築工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年9月4日付けで建築工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成29年9月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ブロード

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町大沢第3地割55番地1

ウ 代表者の氏名 小林洋輔

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-27)第120127号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年9月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。